

子どもたちが誰一人取り残されることのない保育環境の実現

保育所としての機能部分

①配慮を要する子どもへの支援拠点  
(インクルーシブ保育のリーディング施設)

(1) 障害児・発達が気になる子どもの積極的な受入  
(インクルーシブ保育を行う上での定員整理)

(2) 医療的ケア児の受入を見据えた環境整備  
(人員体制、施設面の整備)

(3) 教育・保育施設からの相談対応・支援  
(保育のノウハウ、保護者との接し方等を共有する場の創出)

(4) 相談支援事業所や児童発達支援事業所  
などの支援機関との連携強化  
(連携体制の確立)

②地域の子育て世帯と支援機関等をつなげる子育て支援拠点

(1) 在園児以外の保護者を含む相談支援  
(地域に開いた子育て支援の場の確保)

(2) 子育て世帯への継続支援  
(支援が必要な家庭に対する継続したつながりの確保)

(3) 保護者同士が相談・交流できるスペースの確保  
(子育てに関する悩み等を共有する場の確保)

(4) 療育等の専門家と保護者をつなぐ場の確保  
(支援機関と保護者をつなぐ役割の確立)

(5) つどいの広場  
※つどいの広場は本来保育所の機能ではないが、子育て支援拠点として実施する4つの取組へつなげるために、同一の場所で実施する。  
(実施箇所の追加)

③保育の専門性を官民みんなで高めあう  
人材育成の支援拠点

(1) 市内若手職員への研修  
(キャリア別研修の実施)

(2) 施設長会議や保育所連絡協議会等、既存組織に関する研修機能や連携強化  
(幼稚園・認定こども園と保育園双方との連携強化)

(3) 他園が研修を受けやすい取組  
(研修時期やオンライン等の手法検討)

(4) 研修機会の確保、研修内容の充実  
(研修内容の企画、研修後のフィードバック)

今後民間との連携を含めて  
検討していく機能

(1) 病児・病後児保育  
(既対応施設の拡充等の検討)

(2) こども誰でも通園制度  
(市内での取組の検討)

(3) 大規模災害時の応急保育  
(複数園被災時の緊急受入先の確保)